

税のお知らせ

税金は、医療や教育の充実、道路整備など、暮らしを豊かにする大切な財源です。お忘れのないよう、納期限までに納めてください。

問 税務課 収納対策係 ☎ 22-7762

TAX news & information



税金滞納 差押えた財産を公売

公売とは、税の滞納者から差押えた財産を入札等の方法で売却することです。町では、税負担の公平性を保つため、また、町税収納強化の一環として、期間入札および不動産公売を実施します。どなたでも参加できますので、ぜひお気軽にご参加ください。

※ 落札代金は、滞納町税に充てられます。



昨年、筑豊地区合同で開催した公売会の様子。

【福智町・糸田町合同期間入札】

→ 両町が協力して公売会を開催するのは今回が初めて。ぜひ、足をお運びください。

入札期間 ▶ 12月17日(日)～19日(火)
※ 各8時30分～17時まで

開札日 ▶ 12月21日(金)

公売物件 ▶ 陶器や掛け軸など

入札場所 ▶ 福智町役場1階税務課・糸田町役場1階税務課

公売会の下見 ▶ 12月14日(金)まで

※ 福智町・糸田町役場で9時～17時まで下見可能(土日を除く)。

今回の期間入札は、福智町と糸田町の合同で行うため、福智、糸田、いずれの公売物件であっても、いずれの役場でも入札できます。ただし、物件をご覧になりたい場合は、福智町の物件は福智町役場でしか、糸田町の物件は糸田町役場でしかご覧になれません。

問 福智町役場 税務課 収納対策係 ☎ 22-7762
糸田町役場 税務課 債権対策班 ☎ 26-4040

【不動産公売】

→ 滞納者が完納した場合は中止となりますので、ご注意ください。

町では、税金滞納により差押えた不動産を期日入札で公売します。期日入札とは、定められた公売の日時・場所で、入札書に記入・提出する方法で行われる入札です。なお、公売物件や公売手続きに関する詳細は、ホームページ (<http://www.town.fukuchi.lg.jp/>) をご覧いただくか、税務課までお問い合わせください。

入札日時 ▶ 12月7日(金)

入札場所 ▶ 福智町役場 税務課

公売物件 ▶ 不動産

公売方法 ▶ 期日入札

公売物件下見 ▶ 12月5日(日)まで(予定)

入札に必要な物 ▶ 印鑑、入札保証金、代理人の場合は委任状



【延滞金と督促手数料】

→ 納期限内納付にご協力ください。

① 滞納すると高率の延滞金

滞納すると、期限をきちんと守って納税している人との公平性を保つため、本税とは別に、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて高率の延滞金がかかります。

② 督促状が届いたら手数料

納付期限を過ぎても納付しない場合は、督促状が送付されます。延滞金も督促手数料も期限までに完納すれば、払わなくて済むものです。期限を守って納税しましょう。

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者がいる世帯に対し、世帯主を納税義務者として課税されます。

問 住民課 保険係 ☎ 22-7761

Health insurance news & information

① 医療費通知関係

国民健康保険(以下「国保」と省略)をはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、窓口で医療費の一部を支払うだけで医療を受けることができるため、医療費の総額が分かりにくくなっています。そこで、町では、医療費負担の仕組みや健康について理解を深めていただくことを目的に、2か月ごとに「医療費通知」を各世帯に送付しています。医療費通知をご覧いただき、受診状況を踏まえて、健康な体づくりや病気の早期発見・早期治療を心がけてください。また、

国保加入者の医療費は、皆さんが納める保険税と国・県からの交付金などでまかなわれています。医療費通知の内容を参考に、国保事業の健全な運営にご協力ください。

② 領収書関係

平成18年から、医療機関や薬局は、医療費の内容が分かる領収書を発行しています。領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類であり、「高額療養費の請求」や確定申告で「医療費控除」の添付資料として必要になります。大切に保管しましょう。



医療費の自己負担額が高額になった人

→ 限度額を超えた分が高額療養費として支給



同一の医療機関等に支払った自己負担(院外処方を含む)は、上限額を超えないうちでも同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要)を合算することができます。

【70歳未満の自己負担限度額(月額)】

所得区分	3回目まで	4回目以降 ^{注1}
上位所得者 (月収53万円以上など)	150,000円 + (医療費 - 500,000) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)】

所得区分	外来(個人単位) A	外来 + 入院(世帯単位) B
現役並み所得者 (窓口3割負担)	44,400円	^{注2} 80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

(注1) 直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数該当)には、その月の負担の上限額が引き下がります。

(注2) 現役並み所得者の方は、直近の12か月間に、既に3回以上Bの限度額で高額療養費の支給を受けている場合(多数該当)には、その月の負担の上限額が44,400円に引き下がります。

! 「限度額適用認定証」を医療機関で提示することで、限度額を超える支払いをする必要がなくなります(70歳以上の現役並み所得者、一般の区分の人は、所得区分の認定証がなくても、自動で窓口の支払いが上限額までになります)。負担が少なく、事後に高額療養費の申請をする手間が省けますので、入院するときや、外来の医療費が高額になるときは、事前に「限度額認定証」の交付申請を行うことをお勧めします。

※ 複数の医療機関で医療費が高額になったときや、多数該当(注1・注2)で限度額の差額が発生しているときは、高額療養費の申請が必要になります。

! 高額療養費の申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・医療機関で支払った領収書
- ・認め印
- ・世帯主義義の通帳

※ 支給までには、受診した月から少なくとも3か月程度かかります。高額療養費の計算は、申請後、レセプト(医療機関から国民健康保険へ提出する診療報酬の請求書)の審査確定後に行われます。レセプトの確定までには一定の時間がかかりますので、ご理解ください。

※ 福智町の国民健康保険税に滞納のある世帯の高額療養費については、税に充てさせていただきます。協議が必要となりますので、ご了承ください。